

報道関係者各位

令和 7 年 8 月 18 日
山梨県県土整備部治水課
課長 山川 秀人
電話 055-223-1700（内線 7300）

令和 7 年 9 月 1 日に横川他 4 河川を「特定都市河川」及び「特定都市河川流域」に初めて指定
～流域全体で浸水被害対策を強化～

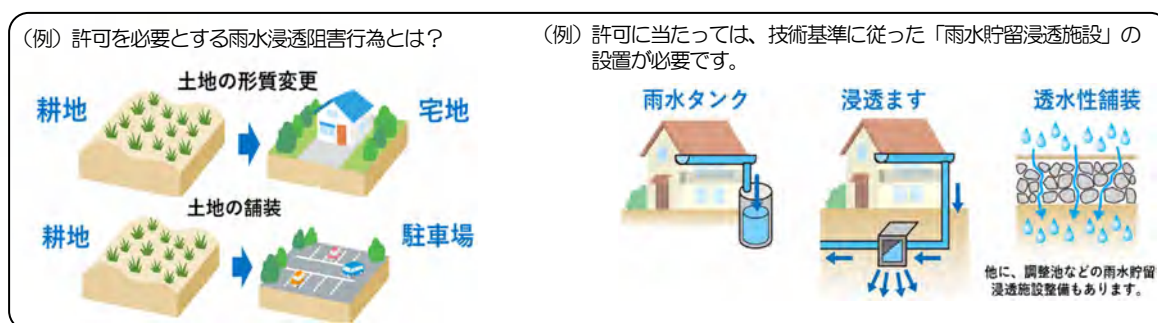
山梨県では、令和 7 年 9 月 1 日付けで南アルプス市・中央市に位置する、横川、八条川、西川、清水川、油川の 5 河川を「特定都市河川」及び「特定都市河川流域」に県内で初めて指定します。

この指定により、開発行為などによる流出量の増加を抑制し、浸水リスクを増やさない対策を求めることとなります。流域一体となった浸水被害の軽減に取り組む体制を強化し、地域の安全・安心の確保を図ります。

1 制度の概要

「特定都市河川流域」の指定により、以下のような規制が適用されます。

- ・宅地等以外の土地で行う 1, 0 0 0 ㎡以上の開発など、雨水の浸透を阻害する行為は、市長の許可が必要となります。
- ・許可にあたっては、雨水貯留浸透施設の設置などの対策工事が義務づけられます。



2 許可及びお問い合わせ先

雨水浸透阻害行為に関わる許可は各市長が行います。許可に関する書類の提出先は以下の通りです。

南アルプス市内に関すること：南アルプス市建設部 道路整備課

中央市内に関すること：中央市産業建設部 まちづくり推進課

3 資料

特定都市河川に関する詳細な情報は、山梨県公式ホームページをご覧ください。

(URL <https://www.pref.yamanashi.jp/chisui/index.html>)

問い合わせ先

県土整備部 治水課 流域治水担当

TEL:055-223-1702

Mail:chisui@pref.yamanashi.lg.jp



流域治水

「流域治水」のスピードアップで 水災害に強いまちづくりを!!

【流域治水】とは
流域のあらゆる関係者が協働して
水災害対策を行うこと

企業

住民

河川
管理者

市町村

県

国



▶「流域治水」の実効性を高めるために◀

横川他4河川を (横川・八条川・西川・清水川・油川)

山梨県初

特定都市河川及び 特定都市河川流域へ

令和7年9月1日に指定

気候変動の影響により、毎年全国各地で水災害が発生しています。

「横川流域(南アルプス市・中央市)」は、釜無川と滝沢川に挟まれた低い土地で、下流では多くの川が交差しているため、水が溜まりやすい地形です。過去には、昭和57年8月の洪水で大規模な浸水被害が発生しました。

激甚化・頻発化する水災害に備えるため、「横川流域」ではあらゆる関係者が協働して行う「流域治水」に取り組んでいます。「特定都市河川浸水被害対策法」に基づく「特定都市河川」及び「特定都市河川流域」に指定し、取り組みの実効性をより高め、流域が一体となった浸水被害対策を推進します。



山梨県



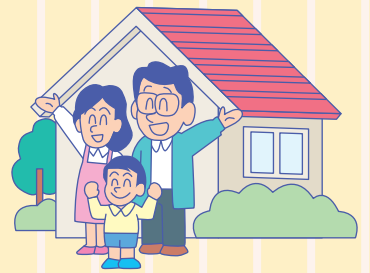
南アルプス市



中央市

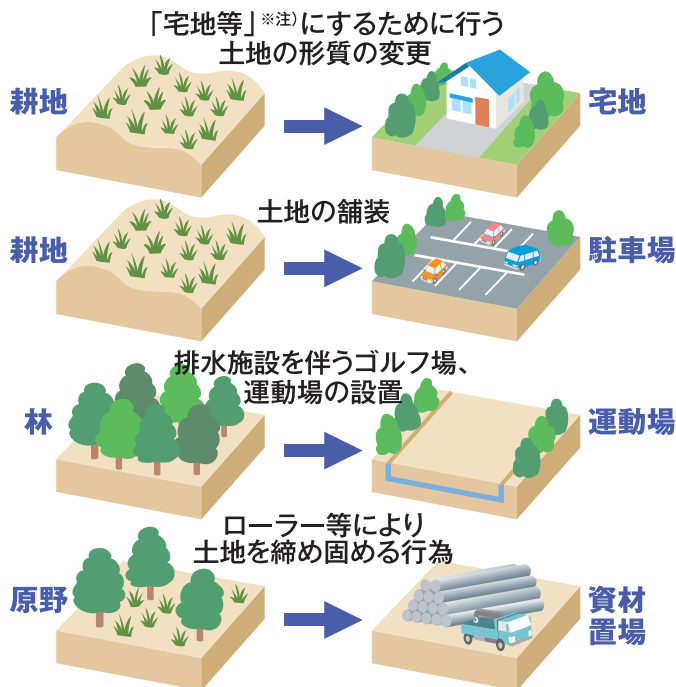
特定都市河川流域に指定することで

- 開発などによる流出量の増加を抑制し、浸水リスクを増やさない対策を求め、**流域一体となった浸水被害対策**を更に推進します。
- 特定都市河川流域の住民や事業者の皆さんは、雨水の一時的な貯留又は地下への浸透に自ら努める義務があります。
- 宅地等以外の土地で行う**1,000m²以上の雨水浸透を阻害する行為**は、市長の**許可が必要**です。
- 許可に当たっては、**雨水貯留浸透施設の設置**など対策工事が義務付けられます。



例

許可を必要とする 雨水浸透阻害行為とは？



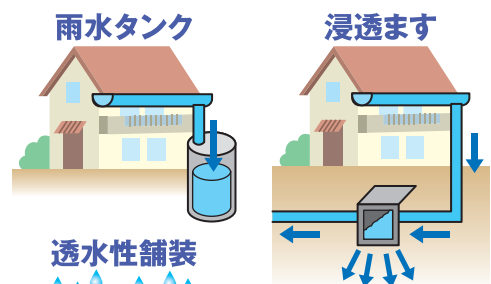
雨水が地面に浸透できなくなり、一気に河川へ流れ込むと、流域で浸水被害が発生する原因となります。

※注) 「宅地等」に含まれる土地: 宅地、池沼、水路、ため池、道路、鉄道、飛行場
「宅地等」以外の土地: 山地、林地、耕地、原野

(国土交通省ホームページより引用)

例

許可に当たっては、技術基準に従った 「雨水貯留浸透施設」の設置が必要です。



他に、調整池などの雨水貯留浸透施設整備もあります。

許可に伴い設置された「雨水貯留浸透施設」の機能を阻害する恐れのある行為も、許可が必要です。

違反した場合には

罰則(拘禁刑または罰金)が

あります。許可を受けずに雨水浸透阻害行為や雨水貯留浸透施設の機能を阻害する行為をした場合等には、罰則(拘禁刑または罰金)が適用されます。

河川の整備等と併せて、このような対策を実施することで、**地域の浸水被害発生リスクを減らし、安全・安心なまちづくりに取り組んでいきます。**

●雨水浸透阻害行為の許可に関するお問い合わせ

南アルプス市〈建設部 道路整備課〉
TEL.055-282-6368 FAX.055-282-6319
中央市〈産業建設部 まちづくり推進課〉
TEL.055-274-8552 FAX.055-274-1130

●その他、特定都市河川に関するお問い合わせ

山梨県〈県土整備部 治水課〉
TEL.055-223-1702
FAX.055-223-1704

特定都市河川に関する情報はホームページをご覧ください。
<https://www.pref.yamanashi.jp/chisui/index.html>



山梨県 治水課

「特定都市河川」「流域治水」のより詳細な情報はコチラから

国土交通省ホームページ特定都市河川ポータルサイト
<https://www.mlit.go.jp/river/kasen/tokuteitoshikasen/portal.html>



山梨県



南アルプス市



中央市